

非常時における休業及び登下校について

岐阜市立七郷小学校

1 警報発令時等における休業及び登下校について

(1) 児童が登校する以前に警報（いかなる警報であっても）発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで家庭において待機する。
 - ② 始業時刻の1時間前（7時15分）までに解除された場合は、平常どおり登校する。
 - ③ 始業時刻の1時間前から正午までに解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始する。
 - ④ 正午を過ぎてから解除された場合は、休業とする。
 - ⑤ 午前中のみの授業日に、始業時刻（8時15分）に警報又は警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とする。
- ただし、②と③の場合において、道路や橋等の損壊などで危険な場合は、無理に登校しない。

(2) 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合（台風接近時）

- ① 強風注意報発表時、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校する。この場合、地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
- ② 暴風警報発表時又は警戒レベル3発令時、保護者への引き渡しの措置をとる。
- ③ 警戒レベル4以上発令時はいかなる方法であっても下校させず、校内及び教育施設の最も安全な場所で待機する。
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

(3) 児童が登校してから警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表時又は警戒レベル3発令時は、状況に応じて以下のいずれかの措置をとる。
 - A 児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。
 - B 安全が十分に確保できない場合は、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとる。
- ② 警戒レベル4以上発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内の最も安全な場所で待機させる。
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

2 特別警報が発表された場合

(1) 特別警報が発表された場合は、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等、児童の安全を最優先にした措置をとる。

ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた場合は、裏面のとおりに対応する。

3 その他

保護者配信メールの登録と確認をお願いします。